

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	1										
改革の対象(名称)	法定外公共物の整理推進(払い下げ等)				担当部課	基盤整備部 建設課					
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	0	事業区分	市単独	改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働	
		H20決算額(千円)	0								
		うち一般財源(千円)	0		県補助						
		執行率(%)	0.0								
		H21予算額(千円)	0								国補助
うち一般財源(千円)	0										
事業概要・目的	・地方への権限委譲により、道路法や河川法等の適用を受けない道路や水路等「法定外公共物」の財産権、管理権の譲与を受けた。										
現状と課題(改革の根拠)	・平成16年4月に古川地区、平成17年4月に河合・宮川・神岡地区で、その時点で機能を有している法定外公共物の財産権、管理権が国より譲与された。 ・字絵図上での譲与であり、現状は全く考慮されておらず、市としても状況の把握は困難な状況である。 ・法定外公共物の現状を把握するためには、測量調査経費に膨大な予算が必要と考えられる。(一筆当たり20～25万円程度)										
改革の内容(具体的手法)	・譲与を受けた以後その機能がなくなり、将来とも機能が回復する見込みが無い場合や代替施設の設置により必要がなくなった場合など、一定の条件を満たしている「法定外公共物」の用途を廃止し、払い下げることにより歳入の確保を図るとともに、譲与以前より機能が無かったものについては、国に返還する。 ・法定外公共物の払い下げを希望される市民があった場合は、該当土地延長上(沿線)の関係者にも周知し、個人の払い下げだけでなく、周辺を含めた払下げとすることで測量及び登記関係費用の軽減を図れるよう指導を行う。 ・事例発生の場合は、当該区間に法定外公共物が存在することを関係者に連絡し、同時期の払い下げを目指す。										
改革の成果(具体的目標)	市有財産(法定外公共物)管理の適正化。 市内の法定外公共物の払い下げにより、固定資産税等の安定した歳入の確保。										
改革により対象をどのようにしたいのか											
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
			広報等を活用した積極的な周市民への周知 現状調査 案件発生の場合はその対応		広報等を活用した積極的な周市民への周知 現状調査 案件発生の場合はその対応		広報等を活用した積極的な周市民への周知 現状調査 案件発生の場合はその対応		広報等を活用した積極的な周市民への周知 現状調査 案件発生の場合はその対応		
改革の目標とする指標	指標		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度				
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )				
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )				
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )				
説明	現状において払下げの件数及び面積等の予測は困難										
改革により予測される影響	市民サービスの低下等の影響はない。										
市民サービス維持のための代替手法等											
特記事項	・国より譲与後に公有財産を不法に占拠している事例は多数存在すると思われるが、調査を行うにも膨大な経費が掛かる上、その事実が判明しても当事者が測量経費及び登記費用を負担してまで払い下げを受けるのかの判断が難しいなど課題は多い。 ・現状調査を行うため十分に検討を行う必要がある。(主幹となる部署・調査箇所順位選定・調査方法・払い下げ調整方法)										
事務局記載欄 記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱	摘要								
		改革区分									
	実践項目	1	協議の経過	・副市長協議:1月18日 ・市長協議:1月25日 ・本部会議:2月2日 ・最終協議:3月16日							
	取組番号	(1)									

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	2										
改革の対象(名称)	普通財産の整理推進(売却・譲渡等)			担当部課	総務部 管財課						
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	12,600	事業区分	市単独		改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働
		H20決算額(千円)	19,043		県補助						
		うち一般財源(千円)	19,043		国補助						
		執行率(%)	151%								
		H21予算額(千円)	600								
		うち一般財源(千円)	600								
事業概要・目的 これまでの 成果等	もともと行政財産であったものが、その用途を終えたこと等により普通財産として位置づけられたものが現在まで残っていることが多く、有効に利用されていないものが見受けられる。毎年売却は進めてきており、昨年は更に積極的に処分を進めたことにより2200万円の収入があった。今年度も現在600万の収入があり、更なる売却を進めるよう取組みを行っている。										
現状と課題 (改革の根拠)	普通財産については、将来的に市として所有すべき財産か、或いは売り払い等により整理すべき財産かを明確にする必要がある。市として不要な財産については積極的に売り払い、市財政の財源として活用する。普通財産は種類が多く、元 敷地など分かりやすい財産から、残地などで細切れとなっている土地まであり、特に細切れ土地の把握が課題となる。										
改革の内容 (具体的手法)	民間へ売り払うことにより固定資産税の収入財源となる他、積極的な土地有効活用をはかることができるものと思われる。普通財産である建物については必要性を検討した上で、売り払い又は貸し付け等ができるか判断するとともに、維持管理経費等と勘案し処分方法を決定するが、高価な売却金額を設定してしまうと、購入しにくくなってしまふ。										
改革の成果 (具体的目標)	該当施設を貸付けている方へ、今後買収の希望の有無についてアンケート調査を今年度実施しており、その結果をふまえ積極的に売払えるよう調整するとともに、計画的に施設の取壊しを行い残った土地についても公募等により積極的に売り払う。処分は市としては管理の必要がある土地が減り、売却の一時収入が入り、その後の税収につながるなど、メリットが非常に大きいためより多様な方法で売却を推進したい。										
改革により 対象をどのように したいのか											
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	・貸付者への買収希望アンケート調査の実施 ・普通財産建物取壊 ・市有地の売払い ・インターネット公売準備		・普通財産建物取壊(随時) ・市有地の売払い ・インターネット公売実施		・同左		・貸付者への買収希望アンケート再調査の実施 ・普通財産建物取壊(随時) ・市有地の売払い		・普通財産建物取壊(随時) ・市有地の売払い ・インターネット公売実施		
改革の目標 とする指標	指標										
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
		(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)	(単位:千円)				
		(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )				
説明	売却収入のほか、今後の管理経費の抑制による歳出減につながるが、売却の可否が決定しないと算出が不可能										
改革により 予測される影響	市民への影響はないと思われる。										
市民サービス 維持のための 代替手法等											
特記事項											
事務局記載欄 記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱	摘要								
	改革区分	実践項目		取組番号	1 2 ・副市長協議:1月20日 ・市長協議:1月28日 ・本部会議:2月17日 ・最終協議:3月16日						

飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	3				担当部課	市民福祉部 福祉課					
改革の対象(名称)	神岡町福祉会館管理の見直し										
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	1,792		事業区分	市単独	改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働
		H20決算額(千円)	1,684								
		うち一般財源(千円)	1,684			県補助					
		執行率(%)	94.0								
		H21予算額(千円)	1,792			国補助					
		うち一般財源(千円)	1,792								
事業概要・目的 これまでの 成果等	現在、飛騨市神岡町福祉会館の管理は市臨時職員によって行われている。										
現状と課題 (改革の根拠)	合併前の会館管理は、神岡町社会福祉協議会が行っていたが、合併以後、市の臨時職員が行っている。「飛騨市臨時職員の雇用、労働条件等に関する要綱」により21年度が5年目となるため22年度からは新規募集が必要であるが、神岡町保健センター等複合施設の建設を23年度に実施するため、22年度は1年間臨時職員を雇用し、平成23年度より飛騨市シルバー人材センターに業務委託する。										
改革の内容 (具体的手法)	会館管理を飛騨市シルバー人材センターへ業務委託し、施設内にシルバー人材センターの事務所を設けることにより、管理人雇用に関する費用負担を飛騨市1/2・シルバー人材センター1/2の割合とする。(飛騨市の負担額は4時間分/日)										
どのようにして 改革を行うのか											
改革の成果 (具体的目標)	夜間、祝日、休日の会館管理はシルバー人材センターに委託をしているため、昼間部分も同様に委託により行うことにより臨時職員採用より安価で行える。										
改革により 対象をどのように したいのか											
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	臨時職員就労期限の5年目		平成23年度新築に向け、整理等を含め1年追加採用		新施設の維持管理は、飛騨市シルバー人材センターへ業務委託する。		同左		同左		
改革の目標 とする指標	指標		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位: )		960 (単位: 千円)		960 (単位: 千円)		960 (単位: 千円)		960 (単位: 千円)
			(単位: )		(単位: )		(単位: )		(単位: )		(単位: )
			(単位: )		(単位: )		(単位: )		(単位: )		(単位: )
説明											
改革により 予測される影響											
市民サービス 維持のための 代替手法等											
特記事項											
事務局記載欄  記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱			摘要						
		改革区分									
	実践項目	2		協議の経過	副市長協議:1月19日 市長協議:1月25日 本部会議:2月2日 最終協議:3月16日						
	取組番号	(1)									

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	4											
改革の対象 (名称)	栄町行政書類倉庫の管理運営の見直し				担当 部課	総務部 管財課						
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	264	事業区分	市単独		改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働	
		H20決算額(千円)	261		県補助							
		うち一般財源(千円)	261		国補助							
		執行率(%)	99%									
		H21予算額(千円)	264									
		うち一般財源(千円)	264									
事業概要・目的 これまでの 成果等	平成17年11月28日をもって「岐阜地方事務局古川出張所」が閉所された。その後、建物については市で取得し、書架倉庫部分については行政書類庫として利用するとともに、旧事務所部分については「(社)飛騨市シルバー人材センター」に貸し付けている。 (社)飛騨市シルバー人材センターへの貸付については施設の維持管理経費(光熱水費・下水道使用料・燃料費)の1/2を負担してもらっている。											
現状と課題 (改革の根拠)	土地に関しては私有地であり、近年では年額100万円を越える借地料を支払っているが、使用目的は行政倉庫とシルバー事務所であり、借地料とその利用効果を考えると、土地を取得すべきか建物解体して返却するか苦慮しているところである。											
改革の内容 (具体的手法)	(社)飛騨市シルバー人材センター神岡支部においては神岡町福祉会館(所管:市民福祉部健康課)の一部を飛騨市「行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例」により行政財産目的外使用料を負担いただいており、当該施設においても同様に該当する土地・建物について行政財産目的外使用料を徴収する。											
どのようにして 改革を行うのか												
改革の成果 (具体的目標)	行政財産目的外使用料を徴収することにより他の類似施設との整合を図ること、また、近年行政財産の利用に関し透明性が求められていることなどから、(社)飛騨市シルバー人材センターから最低限の利用料金を徴収することにより借地料支出の削減を図りたい。											
改革により 対象をどのように したいのか												
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度			
	・行政財産目的外使用料の 算定・徴収		・同左		・同左		・同左		・同左			
改革の目標 とする指標	指標		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	240 (単位:千円)	240 (単位:千円)	240 (単位:千円)	240 (単位:千円)	240 (単位:千円)	240 (単位:千円)	240 (単位:千円)	240 (単位:千円)	240 (単位:千円)	
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
説明	年度毎で土地の評価額が変動するが、㎡当たりの評価額×利用面積×3%を基準とし行政財産目的外使用料を徴収する。											
改革により 予測される影響	年度毎に土地の評価額が異なるため、評価が下がれば徴収すべき行政財産目的外使用料も下がる。(近年は評価額が下降している)											
市民サービス 維持のための 代替手法等	(社)飛騨市シルバー人材センターを他の施設へ移動させ、かつ、行政書類庫の代替施設を模索し、当該施設を取り壊せば賃貸借について解消できる。											
特記事項	この施設の取壊時期にもよるが、場合によっては土地購入も視野に入れなければならない。また、10年は形態変更ができないということであるが、場合によっては変更等の申請をし、早期に処分することについても検討余地がある。											
事務局記載欄  記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱		摘 要								
		改革区分										
		実践項目	2	協議の経過	・副市長協議:1月20日 ・市長協議:1月28日 ・本部会議:2月17日 ・最終協議:3月16日							
		取組番号	(2)									

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	5						
改革の対象(名称)	飛騨市美術館の運営の見直し						
担当部課	教育委員会 文化振興室						
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	21,842				
		H20決算額(千円)	17,100				
		うち一般財源(千円)	17,100				
		執行率(%)	78.3				
		H21予算額(千円)	19,198				
		うち一般財源(千円)	19,198				
事業区分	市単独						
	県補助						
	国補助						
事業概要・目的 これまでの成果等	<p>平成19年に「文化が薫る活力とやすらぎのまち」の実現に向け、「飛騨の山樵館」の機能は残しながら、～飛騨ものにこだわる～をコンセプトに、飛騨市出身あるいはゆかりの作家等を中心に展示し、美しいものに身近にふれ感動する空間、みなさまに親しんでいただける美術館を目指して、文化発信拠点のひとつとして「飛騨市美術館」を開館した。</p> <p>平成19年度実績                      ・企画展 5回 常設展(年間) 平成20年度実績                      ・企画展 6回 常設展(年間)                      ・入館者数 3,358人 入館者数 4,532人</p>						
現状と課題 (改革の根拠)	美術館の性格上、入館者は限られた人で、その数も少ないことから、もっと多くの市民に美術館を身近に感じて親しんでいただけるよう、市民参加型の美術館として活用していく必要がある。						
改革の内容 (具体的手法)	市民参加型の施設として、運営手法を現在所蔵している作品を中心とした「常設展」「企画展」にするとともに、市民が気軽に訪れることができる「市民ギャラリー」として貸館業務も企画する。						
どのようにして改革を行うのか							
改革の成果 (具体的目標)	「市民ギャラリー」貸館を取り入れ、市民に身近な親しみやすい内容とすることで、特に市民入館者の増加を図る。企画展等に係る経費を削減できる。						
改革により対象をどのようにしたいのか							
年次計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
		飛騨市美術館運営委員会で、施設運営方針等について協議・決定	新体制で運営開始	同左	同左		
改革の目標とする指標	指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	786 (単位: 千円)	2,134 (単位: 千円)	2,134 (単位: 千円)	2,134 (単位: 千円)	2,134 (単位: 千円)
			(単位: 千円)	(単位: 千円)	(単位: 千円)	(単位: 千円)	
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
説明							
改革により予測される影響							
市民サービス維持のための代替手法等	民間団体の企画運営に期待する。						
特記事項							
事務局記載欄	行政改革大綱の中の分類	改革の柱		摘要			
		改革区分					
	記載不要	実践項目	2	協議の経過	副市長協議:1月19日		
		取組番号	(3)		市長協議:1月26日 本部会議:2月17日 最終協議:3月16日		

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	6												
改革の対象 (名称)	河合民俗館・飛騨みやがわ考古民俗館の運営方法の見直し				担当 部課	教育委員会 文化振興室							
経理・区分等	予算 ・ 決算	H20予算額(千円)	3,370		事業 区分	市単独	改革 区分	財政 運営	組織 人事	事務 事業	市民 協働		
		H20決算額(千円)	3,201									県補助	
		うち一般財源(千円)	3,201										国補助
		執行率(%)	95.0										
		H21予算額(千円)	3,185										
うち一般財源(千円)	3,185												
事業概要・目的 これまでの 成果等	<p>河合民俗館は、現在、合併前に収集された「山中和紙」に関する用具等の民俗資料が、約6,000点保管されている。                  飛騨みやがわ考古民俗館は、国指定重要有形文化財(宮川及び周辺地域の積雪期用具2,800点)と県指定考古資料(宮前遺跡、堂ノ前遺跡、塩屋金清神社遺跡、家ノ下遺跡の出土品1,842点)の一部を常設展示しているほか、夏休みを利用した「縄文土器づくり体験」を行っているが、土・日・祝日のみの開館としている。                  冬期間閉館 11月第2月曜日～4月第4金曜日 入館実績 平成19年度 467人 平成20年度 503人</p>												
現状と課題 (改革の根拠)	<p>入館者は微増しているが、1年間を通して少ない状況にある。                  河合民俗館は、資料保管施設としての活用であるため維持管理費用は少額であるが、飛騨みやがわ考古民俗館は、国指定の民具等の維持のための光熱水費及び管理人の人件費等の経費が必要である。</p>												
改革の内容 (具体的手法)	<p>現在、土・日・祝日に開館している飛騨みやがわ考古民俗館を予約制とし、管理人を設置しない。                  視察申請等入館の申し出があった場合は、担当課職員による対応とする。</p>												
どのようにして 改革を行うのか													
改革の成果 (具体的目標)	<p>館を運営を予約制(担当課対応)とすることで、賃金、消耗品等に係る経費を削減する。</p>												
改革により 対象をどのように したいのか													
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度				
					飛騨みやがわ考古民俗館を予約制とする。		同左		同左				
改革の目標 とする指標	指標		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	0 (単位: )		1,067 (単位: 千円)		1,067 (単位: 千円)		1,067 (単位: 千円)		1,067 (単位: 千円)		
			(単位: )		(単位: )		(単位: )		(単位: )		(単位: )		
			(単位: )		(単位: )		(単位: )		(単位: )		(単位: )		
説明													
改革により 予測される影響													
市民サービス 維持のための 代替手法等													
特記事項													
事務局記載欄 記載不要	行政 改革 大綱 の中 の 分類	改革 の柱	摘 要		2	協議の 経過	・副市長協議:1月19日 ・市長協議:1月26日 ・本部会議:2月17日 ・最終協議:3月16日						
		改革 区分											
	実践 項目	(4)											
	取組 番号												

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	7									
改革の対象(名称)	<b>指定管理施設の抜本的見直し・経営改善(観光施設)</b>									
担当部課	企画部 地域振興課									
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	事業区分	市単独	改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働	
		H20決算額(千円)		県補助						
		うち一般財源(千円)		国補助						
		執行率(%)								
		H21予算額(千円)								
うち一般財源(千円)										
事業概要・目的 これまでの成果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設数: 22施設 ( 1 ~ 22 )</li> <li>年間指定管理料総額: 約1億2千万円(うち非算定8施設)</li> <li>平成30年度までに見込まれる施設改修経費: 約2.6億4千万円</li> </ul>									
現状と課題 (改革の根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧法に基づく施設管理受託者のほとんどが指定管理者に移行したことにより、常態化した経営が継続し、民間の経営手法導入による経営の効率化という制度適用の効果に疑問。</li> <li>政策総点検や公募選定委員会において、民間の経済活動ではあり得ない「施設建設は補助金頼み・税金は払わなくてもよい・減価償却もしない」点について、経営という観点から厳しい指摘。</li> <li>減価償却の概念がないことにより、施設再取得のための資金を準備できず、大規模改修時の資金繰りが困難となる。</li> </ul>									
改革の内容 (具体的手法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置者責任(市)と運営者責任(指定管理者)の区分を明確にする 単なる赤字補てんを目的とした公的支援の取りやめ</li> <li>効率化を図る上で最適な制度、運営形態の見極め 指定管理制度・普通財産化による貸付・市直営等</li> <li>目的を達成した施設、社会環境の変化により設置目的の薄れた施設 有効活用策の検討、民間譲渡・廃止も視野</li> <li>機能重複施設 機能連携、統廃合を視野(合併時未調整項目)</li> </ul>									
どのようにして改革を行うのか										
改革の成果 (具体的目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理料は原則算定しない。ただし、激変緩和のため次期指定管理者の指定より本方針を適用する。</li> </ul>									
改革により対象をどのようにしたいのか										
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	・現状把握と改革方針の検討		・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討		・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討		・新しいルールによる指定管理者募集(管理料非算定) ・関係者協議の継続		・新しいルールによる指定管理者募集(管理料非算定) ・関係者協議の継続	
改革の目標とする指標	指標		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	平成26年度
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
説明										
改革により予測される影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立できる施設はごく少数に限られると予想される 補助事業上の制約(目的・効果)の不履行 国庫補助金返納の可能性 地域住民の雇用、魅力が失われる 地域崩壊、離散 人口減少 指定管理を前提とした組織の崩壊 市職員の負担増 市職員数の削減方針に逆行</li> </ul>									
市民サービス維持のための代替手法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の統廃合による市民サービスの低下に対しては、交通手段の拡充や料金体制の見直し等の緩和策を講ずる。</li> <li>地域市民にとって真に必要な施設については、市民と行政との協働により、地域振興策を踏まえた活用を検討する。</li> </ul>									
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光施設は、地域振興や雇用確保を目的に、公金による財政支援を前提とした行政主導により設置された施設も多いことから、その今後を検討するにあたっては、施設の必要性や地域振興策との関係、市の財政状況等について地元市民、指定管理者、行政とが認識を一つにし、新しいマーケットの開拓や施設連携、経営改善策について積極的に取り組むことが前提となるものであるが、それでもなお施設の存続が適当でない判断される場合には、廃止もやむを得ないとする。</li> </ul>									
事務局記載欄	行政改革大綱の中の分類	改革の柱	摘要							
		改革区分								
記載不要	実践項目	3	協議の経過		<ul style="list-style-type: none"> <li>副市長協議: 1月18日</li> <li>市長協議: 1月25日</li> <li>本部会議: 2月2日</li> <li>最終協議: 3月16日</li> </ul>					
	取組番号	(1)								

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	8									
改革の対象(名称)	<b>指定管理施設の抜本的見直し・経営改善(地域産業振興施設)</b>									
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	事業区分	市単独	改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働	
		H20決算額(千円)		県補助						
		うち一般財源(千円)		国補助						
		執行率(%)								
		H21予算額(千円)								
		うち一般財源(千円)								
事業概要・目的 これまでの成果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設数: 7施設 ( 23 ~ 29 )</li> <li>年間指定管理料総額: 約 1 千 1 百万円 (うち非算定 3 施設)</li> <li>平成 3 0 年度までに見込まれる施設改修経費: 約 2 億 8 千万円</li> </ul>									
現状と課題 (改革の根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策総点検や公募選定委員会において、民間の経済活動ではあり得ない「施設建設は補助金頼み・税金は払わなくてもよい・減価償却もしない」点について、経営という観点から厳しい指摘。</li> <li>減価償却の概念がないことにより、施設再取得のための資金を準備できず、大規模改修時の資金繰りが困難となる。</li> </ul>									
改革の内容 (具体的手法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置者責任(市)と運営者責任(指定管理者)の区分を明確にする 単なる赤字補てんを目的とした公的支援の取りやめ</li> <li>効率化を図る上で最適な制度、運営形態の見極め 指定管理制度・普通財産化による貸付・市直営等</li> <li>目的を達成した施設、社会環境の変化により設置目的の薄れた施設 有効活用策の検討、民間譲渡・廃止も視野</li> </ul>									
どのようにして改革を行うのか										
改革の成果 (具体的目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理料は原則算定しない。ただし、激変緩和のため次期指定管理者の指定より本方針を適用する。</li> </ul>									
改革により対象をどのようにしたいのか										
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	・現状把握と改革方針の検討		・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討		・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討		・新しいルールによる指定管理者募集(管理料非算定) ・関係者協議の継続		・新しいルールによる指定管理者募集(管理料非算定) ・関係者協議の継続	
改革の目標とする指標	指標		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	平成26年度
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
説明										
改革により予測される影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業上の制約(目的・効果)の不履行 国庫補助金返納の可能性</li> <li>地域住民の雇用、魅力が失われる 地域崩壊、離散 人口減少</li> </ul>									
市民サービス維持のための代替手法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の産業振興にとって真に必要な施設については、地域と行政との協働により、地域振興策を踏まえた活用を検討する。</li> </ul>									
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本来、民間の経済活動に委ねるべき分野であるが、地域振興策として行政が積極的にかかわってきた経緯がある。</li> <li>施設の設置目的そのものの見直しと、それに応じた方向転換も必要。</li> </ul>									
事務局記載欄	行政改革大綱の中の分類	改革の柱	3	(2)	摘要					
	記載不要	改革区分								
	実践項目				協議の経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>副市長協議: 1月18日</li> <li>市長協議: 1月25日</li> <li>本部会議: 2月2日</li> <li>最終協議: 3月16日</li> </ul>				
	取組番号									



## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	9										
改革の対象(名称)	指定管理施設の抜本的見直し・経営改善(文化交流施設)				担当部課	企画部 地域振興課					
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)		事業区分	市単独		改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働
		H20決算額(千円)			県補助						
		うち一般財源(千円)			国補助						
		執行率(%)									
		H21予算額(千円)									
		うち一般財源(千円)									
事業概要・目的 これまでの成果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設数: 3 施設 ( 30 ~ 32 )</li> <li>年間指定管理料総額: 約 9 千万円 (うち非算定 0 施設)</li> <li>平成 30 年度までに見込まれる施設改修経費: 約 4 億 7 千万円</li> </ul>										
現状と課題 (改革の根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の文化振興拠点としての活用が十分でないまま維持管理コストが高み、大きな財政負担の要因となっている。</li> <li>運営に採算性を求める施設ではないが、利用促進のために展開される公費負担を伴う企画公演に対し、市民のコンセンサスが十分に得られていない。</li> </ul>										
改革の内容 (具体的手法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率化を図る上で最適な制度、運営形態の見極め 指定管理制度・市直管等</li> <li>施設運営と企画事業を切り離し、貸館事業への特化を検討</li> <li>適正な人件費水準の策定</li> </ul>										
どのようにして改革を行うのか											
改革の成果 (具体的目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都会へ出かけなくても市内で鑑賞できる舞台芸術の場」と、「市民の文化活動や地域の賑わいの場」を、市民との協働によって創出し、飛騨市の地域文化振興の役割を果たす。</li> </ul>										
改革により対象をどのようにしたいのか											
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	・現状把握と改革方針の検討		・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討		・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討		・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討		・最適な運営形態での管理開始		
改革の目標とする指標	指標		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	
説明											
改革により予測される影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化や地域振興に対する市民の自主性の向上が伴わない場合、結果的に既存施設が利用されず、設置時の目的が全く達成されない事態も想定される。</li> </ul>										
市民サービス維持のための代替手法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の既存施設の受け皿となるキャパシティを有しており、「まちの魅力を高めるための存在として機能しうる」ということを、市民が深く認識できるよう、十分な情報公開や啓発が必要。</li> </ul>										
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、各施設を拠点として個々の運営がなされているが、市全体の文化振興からの視点で施設のあり方を議論する必要がある。</li> </ul>										
事務局記載欄 記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱		摘要							
		改革区分									
		実践項目	3	協議の経過							
		取組番号	(3)								
					<ul style="list-style-type: none"> <li>副市長協議: 1月18日</li> <li>市長協議: 1月25日</li> <li>本部会議: 2月2日</li> <li>最終協議: 3月16日</li> </ul>						

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	10																
改革の対象(名称)	指定管理施設の抜本的見直し・経営改善(スポーツ振興施設)				担当部課	企画部 地域振興課											
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	事業区分	市単独	改革区分		財政運営		組織人事	事務事業	市民協働						
		H20決算額(千円)		県補助													
		うち一般財源(千円)		国補助													
		執行率(%)															
		H21予算額(千円)															
		うち一般財源(千円)															
事業概要・目的 これまでの成果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設数: 6施設 ( 33 ~ 38 )</li> <li>年間指定管理料総額: 約 2 千 7 百万円 (うち非算定 0 施設)</li> <li>平成 3 0 年度までに見込まれる施設改修経費: 約 2 億 8 千万円</li> </ul>																
現状と課題 (改革の根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模に見合った利用料金設定となっており、利用者負担と公費負担のバランスについて検討が必要である。</li> <li>上記料金設定の問題に加え、利用料の減免措置(市が許可)により、利用者数の増加が利用料金収入の増加に必ずしも直結しないことから、指定管理者の経営に対する意欲が確保されない。</li> </ul>																
改革の内容 (具体的手法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模に見合った料金体系の構築、使用料減免団体の見直し</li> </ul>																
どのようにして改革を行うのか																	
改革の成果 (具体的目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者負担の徹底による公費負担額の抑制</li> <li>利用者数に応じた料金収入の確保による指定管理者の経営意識向上</li> </ul>																
改革により対象をどのようにしたいのか																	
年次計画	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度				
	・現状把握と改革方針の検討			・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討			・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討			・改革方針の実行			・改革方針の実行				
改革の目標とする指標	指標		平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位: )			(単位: )			(単位: )			(単位: )			(単位: )		
			(単位: )			(単位: )			(単位: )			(単位: )			(単位: )		
			(単位: )			(単位: )			(単位: )			(単位: )			(単位: )		
説明																	
改革により予測される影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料の引き上げは、一般市民に直結する事項である。</li> <li>これまで施設使用料を免除されてきた団体からの反発が予想される。</li> </ul>																
市民サービス維持のための代替手法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者負担に対する市民の意識向上を図る。</li> </ul>																
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免対象のあり方に対する総合的な調整が必要。</li> </ul>																
事務局記載欄 記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱	3	(4)	摘要												
		改革区分															
		実践項目				<ul style="list-style-type: none"> <li>副市長協議: 1月18日</li> <li>市長協議: 1月25日</li> <li>本部会議: 2月2日</li> <li>最終協議: 3月16日</li> </ul>											
		取組番号															

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	11												
改革の対象(名称)	指定管理施設の抜本的見直し・経営改善(コミュニティ施設)				担当部課	企画部 地域振興課							
経理・区分等	予算 ・ 決算	H20予算額(千円)		事業区分	市単独		改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働		
		H20決算額(千円)			県補助								
		うち一般財源(千円)			国補助								
		執行率(%)											
		H21予算額(千円)											
		うち一般財源(千円)											
事業概要・目的 これまでの 成果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設数: 10施設(40~49)</li> <li>年間指定管理料総額: 約3百万円(うち非算定5施設)</li> <li>平成30年度までに見込まれる施設改修経費: 約6千万円</li> </ul>												
現状と課題 (改革の根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立した施設の管理・保全を行っている他の地域との公平性を損ねている(合併時調整項目)</li> </ul>												
改革の内容 (具体的手法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者負担の原則を徹底し、指定管理料は算定しない。</li> <li>施設改修費についても受益者負担を求める。</li> <li>地域(地元)への移管を次とおり進める。  <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <span>無償譲渡</span> <span>普通財産化のうえ有償貸付</span> <span>廃止・取壊し</span> </div> </li> </ul>												
どのようにして 改革を行うのか													
改革の成果 (具体的目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者負担の原則の徹底</li> <li>管理コスト(取壊費用含む)の軽減</li> </ul>												
改革により 対象をどのように したいのか													
年次計画	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		平成25年度	
	・現状把握と改革方針の検討			・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討			・改革方針を踏まえ、所管部局、振興事務所、指定管理者、地域住民等の関係者による検討			・改革方針の実行		・改革方針の実行	
改革の目標とする指標	指標		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )		
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )		
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )		
説明													
改革により 予測される影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>総じて高齢化の進んだ小規模地域が対象となるため、施設の受け入れは実質不可能と考える。</li> </ul>												
市民サービス 維持のための 代替手法等													
特記事項													
事務局記載欄	行政改革大綱の中の分類	改革の柱		摘要									
	記載不要	改革区分											
	実践項目	3	協議の経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>副市長協議: 1月18日</li> <li>市長協議: 1月25日</li> <li>本部会議: 2月2日</li> <li>最終協議: 3月16日</li> </ul>									
	取組番号	(5)											

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	12												
改革の対象(名称)	公用車管理計画に基づく公用車の小型化・簡素化				担当部課	総務部 管財課							
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)		事業区分	市単独		改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働		
		H20決算額(千円)			県補助								
		うち一般財源(千円)			国補助								
		執行率(%)											
		H21予算額(千円)											
		うち一般財源(千円)											
事業概要・目的 これまでの成果等	<p>公用自動車の管理が各課等へ分散化されており、原因としては所管課の利用目的に伴うリース車両であったり、特別会計での管理等が考えられる。また、今まで購入は各課まかせであり、特に購入に関しての規定がなかったため、市民の目からは高価な自動車と見られるものも存在する。小型化、簡素化業務については既に着手しており、雪国=4WDにこだわらず、燃費のよい前輪駆動の小型車が2台配備済、車両購入の際には管財課や財政課でカーナビなど豪華装備や不必要なアクセサリーをつけた仕様をしていないかチェックするなど環境の整備をすすめている。</p>												
現状と課題 (改革の根拠)	<p>市民からは、厳しい財政状況と伝えながらも豪華な公用車が何台もあると指摘されている。これは、担当課が目的と必要性を考慮した車両サイズや装備でなく、予算ありきで希望する車両を購入したためであると思われる。また、管財係のみでチェックしていた頃は、担当課が車両購入した後に保険加入の依頼があるなど、不適切な事務運用となっていた。(現在は管財課、財政課が連携し、契約、支払、管理など多方向からチェックをして小型化・簡素化を推進する方向にすることができてきている。)</p>												
改革の内容 (具体的手法)	<p>課や係を超えた連携を強化し、H21年度に策定する公用車管理計画に基づき小型で簡素な公用車へと更新を行う。ただし、一度の更新は財政に及ぼす影響も大きいことから、更新時期を迎えた公用車から段階的に実施する。市民からは全公用車の軽自動車化という意見もいただいているが、軽自動車の耐久性が走行距離10~15万kmに対して、普通車は20万km以上であるなど、長期的視点でみると軽自動車の方が高額となる場合もあることなどを考慮し、用途に応じて軽自動車と小型普通車を選択する。</p>												
どのようして改革を行うのか													
改革の成果 (具体的目標)	<p>見直しにより、段階的にはあるが公用車の小型化・簡素化が図られる。また、購入に比べて中長期視点での経費増大につながるリースをやめ、購入とすることで更なる経費の抑制を図る。</p>												
改革により対象をどのようにしたいのか													
年次計画	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		平成25年度	
	・公用車利用状況の把握 ・公用車管理計画策定			・公用車管理計画実施(試行的)			・公用車管理計画実施			・同左		・同左	
改革の目標とする指標	指標		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )		
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )		
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )		
説明	小型化・簡素化によって更新時の負担軽減が図られるが、現状では算出が困難												
改革により予測される影響	市民への影響はないと思われる。												
市民サービス維持のための代替手法等													
特記事項													
事務局記載欄 記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱		摘要									
		改革区分											
		実践項目	4	協議の経過	・副市長協議:1月20日 ・市長協議:1月28日 ・本部会議:2月17日 ・最終協議:3月16日								
		取組番号	(1)										

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	13																
改革の対象(名称)	公用車の効率利用(車両の集中管理による車両稼働率の向上)				担当部課	総務部 管財課											
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)		事業区分	市単独	改革区分		財政運営		組織人事	事務事業	市民協働					
		H20決算額(千円)			県補助												
		うち一般財源(千円)			国補助												
		執行率(%)															
		H21予算額(千円)															
		うち一般財源(千円)															
事業概要・目的 これまでの成果等	<p>現在、公用自動車の管理は、国・県の補助を財源として事業所管課が車両を購入したり、特別会計での購入などの理由により、各部課等へ分散している。                  公用車を利用する職員は、あらかじめパソコンを通じて使用したい車の時間予約を入れ使用することになっている。</p>																
現状と課題 (改革の根拠)	<p>スケジュール予約はしてあるが、車庫に車がある状態であったり、予定より早く終了しても、その後に予約時間を修正しないため、当該車両が使用中のままとなり次の人が使えないというような非効率な運用が見受けられる。                  また、公用車が多すぎるとい市民からの指摘や、本庁と振興事務所での職員に対する車両の配置に差がある。                  公用車の燃料費や修繕費などを各課それぞれで予算計上しているため、決算において各課の小さな不要額が市全体の大きな不要額につながったり、突発的な修繕などの際に柔軟な予算運用ができないなど、非効率な予算運用となっている。</p>																
改革の内容 (具体的手法)	<p>こうした課題を解消するため、公用車の管理を一部管理課集中管理とし、車両の使用状況等を把握するとともに、管理課による予約スケジュールの逐次訂正など、課題にあるような非効率な運用を改善する。                  次に毎年実施している公用車調査を組み合わせ、その結果により使用頻度の低い公用車を可能なものから処分する。                  公用車の集中管理により、予算も一括管理となるため、予備的経費の削減・柔軟な予算執行が可能となり、結果的には管理経費の削減にもつながるものと考えられる。</p>																
どのようして改革を行うのか																	
改革の成果 (具体的目標)	<p>公用車の集中管理により、使用状況の把握、非効率運用の改善、使用頻度の低い公用車の処分、柔軟な予算運用などを行い、公用自動車の効率的使用による稼働率向上と経費の削減を図る。</p>																
改革により対象をどのようにしたいのか																	
年次計画	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度				
	・公用車利用状況の把握 ・公用車管理計画策定 ・車両集中管理(試行)			・公用車管理計画実施(試行的)			・公用車管理計画実施			・同左			・同左				
改革の目標とする指標	指標		平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	1,500 (単位:千円)			1,500 (単位:千円)			1,500 (単位:千円)			1,500 (単位:千円)			1,500 (単位:千円)		
			(単位: )			(単位: )			(単位: )			(単位: )			(単位: )		
			(単位: )			(単位: )			(単位: )			(単位: )			(単位: )		
説明	公用車の一括管理による維持管理経費の抑制																
改革により予測される影響	<p>市民への影響はないと思われる。                  市役所内部では、公用車管理が所管課から管財課に移行されることにより車両管理責任意識及び公用車使用のモラル低下が懸念される。</p>																
市民サービス維持のための代替手法等	<p>あらためて職員一人一人に公用車管理・公金意識についての意識統一・改革の徹底を全庁的に実施する。</p>																
特記事項																	
事務局記載欄 記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱		摘要													
		改革区分															
		実践項目	4	協議の経過	・副市長協議:1月20日 ・市長協議:1月28日 ・本部会議:2月17日 ・最終協議:3月16日												
		取組番号	(2)														

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	14				担当部課	総務部 管財課						
改革の対象(名称)	複写機及びプリンター機器の適正配置による台数の削減											
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)		事業区分	市単独		改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働	
		H20決算額(千円)			県補助							
		うち一般財源(千円)			国補助							
		執行率(%)										
		H21予算額(千円)										
		うち一般財源(千円)										
事業概要・目的 これまでの 成果等	現在、市有施設には複写機(コピー機)やプリンター、印刷機などの機器が多数配置されている。基本的には職員一人につき1台のパソコンを使用しており、書類の出力のためのプリンターは各課・係毎に設置されている。飛騨市が所有する複写機・プリンターの合計は600台を超えるため、平成21年度に各機器の稼働状況の調査検証を行った。											
現状と課題 (改革の根拠)	これまで、事務効率向上を目的として機器は増加し続け、トナーなどのコスト増大と機器設置による事務スペースの狭小化を招いている。使用枚数に応じてではなく、職員数や課・係に応じてプリンターが設置してあるため、機器によっては非常に稼働率が低いものもある。印刷機についても、使用頻度が年間数百枚程度と低いものや、価格が300万以上と高額で過剰とも言える性能を持ったカラー印刷機が設置されている事例もある。また、補助事業の事務費を財源に、所管課の裁量で必要以上に高価な機器を購入することで、トナーが他の機器と共有できないなど、非効率な運用となっている例もある。老朽化に伴う更新についても、真の必要性の検証を行わないまま現状にあるからと言う理由更新するため、適量枚数を印刷することによる本来の老朽化であるのか、経年のみでの老朽化なのか分からない。											
改革の内容 (具体的手法)	半年ごとに機器の使用状況を継続調査してデータを関係課で共有し、課・係毎ではなく面的に一定のエリアに効率的に機器を配置することで、機器の台数を削減する。また、印刷機は原則、本庁機能を持つ施設と、各振興事務所にのみ配置する。プリンターの更新は稼働率などの実績をもとにその必要性を精査することで安易な更新を抑制し、使用状況にあわせてエリア間で機器の再配置を行うなど現存する機器を効率的に使用する。											
どのようにして 改革を行うのか	情報政策課では、許可なく整備した機器にはIPアドレスを取得させないなど、横との連携体制を構築する。											
改革の成果 (具体的目標)	適正配置で、不要な印刷機器を購入しなくなることで、コスト削減はもちろん、事務所スペースの効率利用を図る。											
改革により 対象をどのように したいのか												
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度			
	各職場における機器設置状況及び稼働率の調査・検証の実施		各職場における適正な機器設置の推進 更新機器の標準化推進		同左		同左		同左			
改革の目標 とする指標	指標		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	2,000 (単位:千円)	4,000 (単位:千円)	6,000 (単位:千円)	15,000 (単位:千円)	20,000 (単位:千円)					
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )					
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )					
説明	機器の削減と適正配置による機器更新及びトナーなどの経費抑制											
改革により 予測される影響	市民への影響はないと思われる。機器の減少により、複数の職員が1台のプリンターなどから出力することになるため、事務効率の面から不満が予想される。											
市民サービス 維持のための 代替手法等												
特記事項												
事務局記載欄	行政改革大綱の中の分類	改革の柱		摘要								
改革区分												
実践項目		4	協議の経過	副市長協議:1月20日 市長協議:1月28日 本部会議:2月17日 最終協議:3月16日								
取組番号		(3)										
記載不要												

飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	15											
改革の対象 (名称)	備品の使用・稼働状況に照らした市有備品の廃棄・売却						担当 部課	総務部 管財課				
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)		事業 区分	市単独		改革 区分	財政 運営	組織 人事	事務 事業	市民 協働	
		H20決算額(千円)			県補助							
		うち一般財源(千円)			国補助							
		執行率(%)										
		H21予算額(千円)										
		うち一般財源(千円)										
事業概要・目的 これまでの 成果等	市が有する備品は様々なものがあるが、中には事業の外部委託や手法の転換により、使用しなくなったものもある。こうした備品の多くは、市倉庫に保管され、活用されることがない。											
現状と課題 (改革の根拠)	市で今後使用される見込みがない備品についても未だ市で保管され、今後の活用・処分計画がない。											
改革の内容 (具体的手法)	市有備品全体を対象として、その使用状況から不要と考えられるものや売却できるものなどの調査を行い、その区分分けを行うとともに、売却の可能性のあるものについては、インターネットオークション等を手法を活用し、積極的な売却を行う。 また、売却ができない備品については、一括した処分により経費の抑制を図る。											
どのようにして 改革を行うのか												
改革の成果 (具体的目標)	市有備品の売却・処分による整理											
改革により 対象をどのように したいのか												
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度			
			・調査及び区分分け ・売却または処分		・同左		・同左		・同左			
改革の目標 とする指標	指標		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度					
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )					
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )					
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )					
説明	売却できれば一時的な歳出増となるが、それが目的ではない。											
改革により 予測される影響	市民への影響はないと思われる。											
市民サービス 維持のための 代替手法等												
特記事項												
事務局記載欄  記載不要	行政 改革 大綱 の中 の 分類	改革 の柱		摘 要								
		改革 区分										
		実践 項目	4	協議の 経過	副市長協議:1月20日 市長協議:1月28日 本部会議:2月17日 最終協議:3月16日							
		取組 番号	(4)									

## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	16										
改革の対象(名称)	電話機配置の見直し・効率的配置					担当部課	総務部 管財課				
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)		事業区分	市単独	改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働	
		H20決算額(千円)			県補助						
		うち一般財源(千円)			国補助						
		執行率(%)									
		H21予算額(千円)									
		うち一般財源(千円)									
事業概要・目的 これまでの成果等	部署によっては1人に1台の電話機が設置されていたり、人にもよるが要件を手短に済ませることができない職員が見受けられる。台数を削減することにより、最低限の時間での通話を励行し経費削減を図る。										
現状と課題 (改革の根拠)	高額な電話料金の番号を通話記録により調査すると、時間外に外線や携帯電話に長時間電話してる実態がある。全てに言えるが職員の意識による部分が非常に大きい。										
改革の内容 (具体的手法)	既に本庁・ハートピアでは電話機を原則として2人で1台としている。それにより年間約120万円の削減が図られている。これを振興事務所などにも広げていきたい。電話の回線自体についても見直しを行う。										
どのようにして改革を行うのか											
改革の成果 (具体的目標)	電話回線についても見直しを図り、数量的制限を実施することにより経費削減を図る。										
改革により対象をどのようにしたいのか											
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	・電話機設置状況の把握 ・段階的に設置数の削減		・設置数の見直し ・コードレス機器導入の検討		・同左		・同左		・同左		
改革の目標とする指標	指標		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度				
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	1,450 (単位:千円)	1,450 (単位:千円)	1,450 (単位:千円)	1,450 (単位:千円)	1,450 (単位:千円)	1,450 (単位:千円)			
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )			
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )			
説明											
改革により予測される影響	言い始めればきりが無いが、電話ができなかったことを市民サービスの低下という職員がでてる。										
市民サービス維持のための代替手法等	自分の前の電話が自分の電話でなく、課に何台という考えでいれば、電話が減って、電話が少ない=サービス低下という考えはできないこととなる。										
特記事項											
事務局記載欄 記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱	摘要								
		改革区分									
	実践項目	4	協議の経過	・副市長協議:1月20日 ・市長協議:1月28日 ・本部会議:2月17日 ・最終協議:3月16日							
	取組番号	(5)									



## 飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	17		改革の対象 (名称)		消防団車両更新の見直し			担当 部課	消防本部			
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	0	事業区分	市単独		改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働	
		H20決算額(千円)	0									
		うち一般財源(千円)	0		県補助							
		執行率(%)	0.0									
		H21予算額(千円)	0		国補助							
		うち一般財源(千円)	0									
事業概要・目的 これまでの 成果等	飛騨市消防団では、現在11台(古川1、河合1、宮川1、神岡8)の消防ポンプ自動車保有し、有事の際の機動性を生かして火災時の消火活動を行ってきたが、5年後、10年後を見据えた時、消防団員の減少等により、消防力の機能維持が困難になることも考慮しながら、消防団に配備されている消防ポンプ自動車の一部を小型動力ポンプ付き積載車に変更を図っていくものである。											
現状と課題 (改革の根拠)	火災現場活動において、消防ポンプ自動車から小型動力ポンプ付き積載車に変更となることから、その取扱要領が変わってくるので、事前に所属する消防団員の十分な訓練が必要である。また、神岡方面隊にあっては、全車両を小型動力ポンプ付き積載車に更新するのではなく、1～2台は消防ポンプ自動車を継続して配備する必要があるため、その配備先分団を慎重に協議しなければならない。											
改革の内容 (具体的手法)	現在消防ポンプ自動車を配備している古川方面隊1台、河合方面隊1台、宮川方面隊1台、神岡方面隊8台について、更新計画に基づき、それぞれの更新時期に、一部継続配備する分団を除いて、小型動力ポンプ付き積載車に更新していく。											
どのようにして 改革を行うのか												
改革の成果 (具体的目標)	消防ポンプ自動車(価格2000万円)を小型動力ポンプ付き積載車(価格700万円)に変更することで、その差額1300万円とそれぞれの維持経費の差額が経費削減となる。また、消防ポンプ自動車は特殊車両であるため購入時の入札に地元企業では対応できないが、消防ポンプ付き積載車は地元業者で対応できる。											
改革により 対象をどのように したいのか												
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度			
					宮川方面隊ポンプ自動車更新				河合方面隊消防ポンプ自動車更新 神岡方面隊2-1(殿)消防ポンプ自動車更新			
改革の目標 とする指標	指標		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度					
	既定	影響(削減)額 (H20決算-各年度予算)	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )					
		更新台数	(単位: )	1 (単位: 台)	(単位: )	2 (単位: 台)	1 (単位: )					
			(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )	(単位: )					
説明	上記の金額は、消防団車両更新計画に基づいて更新した場合のもので維持経費の差額については加味していない。(更新期間は20年)平成26年度は神岡方面隊1-4(大和)が更新時期となっている。											
改革により 予測される影響	実質的な火災現場活動に影響を及ぼすことは考えられない。むしろ、狭隘な道路が入り組んだ場所では、小回りが効くなどの操作性が出てくるものと思われる。											
市民サービス 維持のための 代替手法等	消防ポンプ自動車と小型動力ポンプを比較すると、1台あたりの放水能力は劣るが、現場へ多くの車両が直ぐに駆けつけることが可能で、消火活動に特に支障を及ぼすことは無いと思われる。											
特記事項	合併により4つの消防団が1団となったが、それぞれの方面隊の伝統と歴史を継承してきた中での現在の消防活動体制となっている。消防ポンプ自動車から小型動力ポンプ付き積載車による消火活動に切り替えていくことは、慣れるまでの間、団員への教育や訓練が必要となることから、該当する分団や方面隊とは十分な協議を行ない理解を得る必要がある。											
事務局記載欄 記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱	摘要									
		改革区分										
		実践項目	4	協議の経過	副市長協議:1月18日 市長協議:1月25日 本部会議:2月17日 最終協議:3月16日							
		取組番号	(6)									